

# 今こそ ディーセントワークを!

はたらきがいのある人間らしい仕事

小泉内閣・第1次安倍内閣をはじめとする自公連立政権のもとで、労働法制の規制緩和＝働くルールの改悪が進められ、非正規労働者が急増し、労働者全体の賃金の低下と労働条件の悪化、雇用の劣化が広がりました。それが、今日の深刻なデフレ不況の最大の原因であり、安倍内閣がデフレ不況からの脱却を叫ぶのであれば、

日本の労働者の賃金・労働条件の改善と雇用の安定は急務です。ILOが提唱している「21世紀の労働者の働き方・働かせ方」である「ディーセントワーク」（はたらきがいのある人間らしい仕事）、日本国憲法にもとづく「人間らしく働き、人間らしく生きることができる社会」を実現していくことが求められています。

## 1 労働時間に関するわたしたちの要求

- ①拘束1日8時間労働制への移行、週40時間労働時間制の即時完全実施。時間外労働の上限規制の実現（過労死につながる月60時間以上の残業の禁止）と時間外労働割増率のアップ（時間外50%、休日100%）。変形労働時間制とみなし労働制、深夜・交代勤務に対する規制の強化。
- ②年次有給休暇の増加と完全消化。

## 2 解雇規制・雇用保障に関するわたしたちの要求

- ①解雇規制の強化、整理解雇四要件の法制化。
- ②失業時の生活保障の強化、雇用保険の抜本改正（加入及び支給要件の緩和、支給日数の増加と支給水準の引き上げ）、職業訓練の改善と充実、公的責任での雇用創出。

## 3 雇用の安定に関するわたしたちの要求

- ①雇用は「期間の定めのない」雇用を原則とし、有期雇用や派遣などの間接雇用は合理的で客観的な理由がありかつ一時的・臨時的なものに限定すること。
- ②雇用形態による差別を根絶し、「同一労働・同一賃金」、「均等待遇」原則を確立すること。

## 4 賃金に関するわたしたちの要求

- ①すべての労働者に「健康で文化的な最低限度の生活」を送るに十分な賃金（25才単身者で年間275万円）の保障を。
- ②当面最低賃金を時間額1,000円以上に引き上げるとともに全国一律最賃制を実現すること。



# 許すな 働くルール 破壊

## 労働法制

## 安倍首相の労働ビッグバン

学習リーフ



安倍内閣・自公連立政権は、アメリカや財界の強い要望にもとづき「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざして、「大胆な規制改革を推進していく」として、「規制改革会議」や「産業競争力会議」を設置し、労働・雇用分野の「規制緩和」を再び進めようとしています。しかし、そこで検討されていることは、「ホワイトカラー・イグゼンプション」や「解雇金銭解決ルール」など、第1次安倍内閣(2006年9月～2007年8月)のときに検討され、広範な労働者・国民の批判と反対にあって、導入を断念したものばかりです。

安倍内閣は、規制改革会議における議論・検討を、「本年(2013年)半ばを目途に取りまとめられる『成長戦略』に盛り込むことを目指す」としており、安倍内閣が企んでいる「労働ビッグバン」(\*)の極めて危険な中味をしっかりと学び、それを今すぐ広範な労働者・国民に広げ、彼らの企みを早期に断念させていくとりくみが求められています。

(\*)ビッグバンとは宇宙の始まりにあったとされる大爆発のこと、「労働ビッグバン」は「これまでの働くルール、労働法制の根本からの破壊」を意味する



ホワイトカラー・イグゼンプション

解雇 金銭解決ルール

## 1 労働時間

過労死・過労自殺拡大 さらにメンタルヘルス深刻に

安倍内閣・規制改革会議が企んでいる「労働ビッグバン」の第1は、いっそうの労働時間の規制緩和・弾力化です。

「ただ働きの拡大」、残業代ゼロをめざす「ホワイトカラー・イグゼンプション」

「事務系や研究開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設」と称して、第1次安倍内閣のときに広範な労働者・国民の批判の声と反対の運動の中で断念に追い込まれた「ホワイトカラー・イグゼンプション」を再び導入しようとしています。広範なホワイトカラー労働者（事務系、研究開発系等の労働者）に対する労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外しようとしています。これでは、ただ働きが強要され、残業代がゼロとなり、過労死・過労自殺が増大し、職場のメンタルヘルス問題がいっそう深刻になってしまいます。

「企画業務型裁量労働制」と「フレックス労働制」のいっそうの規制緩和

広範な事務系労働者に適用されるみなし労働の一種である「企画業務型裁量労働制」の対象業務・対象労働者の拡大や手続きの簡素化、「フレックスタイム制」の計算方法や清算期間の見直し・規制緩和も企まれています。



## 2 解雇規制



安倍内閣・規制改革会議が企んでいる「労働ビッグバン」の第2は、ホワイトカラー・イグゼンプションと並んで労働者・国民の批判が強く、いったんは葬り去られた「解雇金銭解決ルール」の導入と賃金・労働条件の変更・切り下げを容易にすることです。

解雇やり放題＝金さえ払えばOKの「解雇金銭解決ルール」導入狙う

「労使双方が納得する解雇規制の在り方」と称して、「解雇が無効であった場合の救済を多様化すべき」と言っています。これは裁判で解雇が無効と判断されても、金銭を払えば労働者を解雇できることに道を開く「解雇金銭解決ルール」の導入をねらっています。

賃金・労働条件の変更・切り下げを容易にする労働契約法の改悪

「労働条件の変更規制の合理化」として、労働契約法を改悪して、使用者の一方的な就業規則の変更による賃金・労働条件の変更・切り下げをやりやすくしようとしています。

## 3 雇用

安倍内閣・規制改革会議の企む「労働ビッグバン」の第3は、非正規雇用のいっそうの拡大、派遣労働の改悪、有料職業紹介の拡大などです。

さらなる非正規雇用の拡大

「多様な形態による労働者に係る雇用ルールの整備」と称して、「正規・非正規の二分論を超えた多様で柔軟な働き方を促進する」として、「勤務地や職種が限定されている労働者についての雇用ルールを整備する」としています。これでは、準社員など新たな形態の非正規雇用がますます拡大し、正規と非正規の格差がいっそう広がることにつながります。

雇用は「正規」（期間の定めのない直接雇用）が原則であり、派遣や有期などの不安定な雇用は、合理的で客観的な必要性が存在し、かつ一時的・臨時的なものに限定すべきです。そして、雇用形態間の差別を一掃し、「同一労働・同一賃金」、「均等待遇」原則を確立すべきです。

労働者派遣の緩和、有料職業紹介の拡大

また、安倍内閣・規制改革会議は、①「専門26業務における『付随的業務』の範囲等の拡大」、「派遣期間の延長（1年から5年に）」、「無期雇用の派遣労働者の派遣期間の撤廃」、「医療関連業務における労働者派遣の拡大」など労働者派遣事業のいっそうの規制緩和、②有料職業紹介事業の規制緩和、③高校新卒者採用の仕組みの緩和（求人をもっと簡単にできるようにする）なども主張しています。

